

V 収支報告書の提出について

収支報告書の提出について（法 189）

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、次の期限までに市選挙管理委員会に提出しなければならない。

- (1) 選挙期日の告示の日前までの分、選挙期日の告示の日から選挙期日までの分及び選挙期日の経過後になされた寄附その他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙期日から 15 日以内（**11月3日まで**）に提出すること。
- (2) 前記の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附その他の収入並びに支出がなされた日から 7 日以内に提出すること。

1. 選挙運動費用

ア 選挙運動に関する収入（法 179①）

「収入」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。」のであって、日常用いられている「収入」という言葉よりも広い意味であることに注意を要する。すなわち、

- (1) 金銭の收受だけでなく、物品その他の財産的価値のある物の收受又はそれらのものを利用する利益の享受等も収入となる。したがって、自動車が無償で借りたときは、通常支払うべき借料を支払わずに済む利益があるので、その借料に相当するものが収入となり、また、拡声機や選挙事務所に使う家屋を無料で借りた場合も同じく収入（寄附）となる。
- (2) 金銭や財産上の利益を実際に收受した場合だけでなく、その收受の承諾又は約束だけでも収入になる。

イ 選挙運動に関する寄附（法 179②）

「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。」とされている。つまり、寄附もこれを受ける者の立場からみれば、収入の一種にほかならない。法が、このように収入のうち、寄附（寄附による収入）を区別したのは、寄附については、その寄附者の氏名を記入させ、寄附による運動資金の根源を選挙人に公開しようとする趣旨にほかならない。

ウ 選挙運動に関する支出（法 179③）

選挙運動費用に関する規制の主たる目的は、支出金額を制限するとともに支出の具体的内容を届け出させてこれを選挙人に公開することにあるから、次の事項に留意を要する。

- (1) 「支出」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。」のであって、日常の「支出」の言葉よりも広い意味である。
- (2) 「選挙運動に関する支出（選挙運動費用ともいう。）」という場合の「選挙運動に関する」とは、選挙運動そのものよりも広い意味に用いられ、立候補又は

選挙運動の準備行為は、選挙運動には含まれないが、選挙運動に関するものとされるから、これに要した費用は「支出」に含まれる。

(3) 「支出」には、金銭の支出だけでなく、財産上の利益の消費も含まれることは収入の場合と同じである。

(4) 選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲（法 197）

ア 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 公職の候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 法第 201 条の 4 又は第 14 章の 3 の規定により政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出

キ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

ク 供託金の納付

なお、アからウまでに記載されている選挙運動に関する収入、寄附、支出の「金銭、物品その他の財産上の利益」には花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとされている。このような日常の社交に用いられるものも、財産上の利益とされているのであって、およそ財産的価値のあるもののすべてを指しているといえることができる。

2. 出納責任者

ア 出納責任者の届出等（法180～184）

候補者は、出納責任者一人を選任し、直ちに市選管に文書で届け出なければならない。この届出をしないで出納責任者が寄附を受けたり、支出をしたりすると処罰される。

出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は、直ちに届け出なければならない。

出納責任者の解任又は辞任による異動の場合は、異動の届出書にこの通知のあったことを証明する書面を添付し、推薦届出者が出納責任者を解任したときは、併せてその解任について候補者の承諾があったことを証明する書面を添付しなければならない。

イ 出納責任者の職務代行とその届出（法183）

出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、これを選任した候補者又は推薦届出者が代わってその職務を行うことになっているが、この場合、推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者となったものを含む。）にも事故があるとき又はその者も欠けたときは候補者が代わって出納責任者の職務を行わなければならない。

らない。この場合には、出納責任者の職務を代行する者がその旨を選任届と同じ内容を記載して届け出なければならないが、この届出書は、出納責任者の氏名（出納責任者を選任した推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、併せてその氏名）、事故又は欠けたことの実、その職務代行を始めた年月日を記載する。出納責任者に代わってその職務を行う者がこれをやめたときはその事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならない。

ウ 郵便による届出書の差出し（法183の2）

郵便で届出書類を差し出す場合は、引受時刻証明の取扱いで、日本郵便株式会社に託したときをもって届出があったものとみなされる。

エ 出納責任者の支出権限（法187）

候補者の選挙運動費用の収支について、いっさいの責任を負うのが出納責任者であって、選挙運動の総括主宰者と車の両輪の関係にあり、費用面について全面的な責任と権限を持っている。

3. 会計帳簿の備付けと記載（法185）

出納責任者は、会計帳簿（収入簿と支出簿がある。）を作成して備え付け、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載しなければならない。なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額を記載することになっている。

ア 収入簿（則22）（様式の1）（P52）

選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入は、収入簿に記載しなければならないが、これについては様式中の「備考」を参照されたい。

イ 支出簿（則22）（様式の2）（P53）

選挙運動に関するすべての支出は、次に記載の「ウ 支出簿に記載する費目について」に示されている10の費目にわけて記載しなければならない。選挙運動に関する支出は適宜判断して、すべてこの費目にあてはめ、月日順に明細を記載すべきものであり、さらに一步進めて、合法的なものであろうと非合法的なものであろうと、選挙運動に関する費用であれば、必ず計上しなければならない。

ウ 支出簿に記載する費目について

(1) 人 件 費

労務者、選挙運動のために使用する事務員、車上等運動員（うぐいす嬢など）、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬が考えられる。

ほかに実費弁償もあるが、その内容は（4）交通費、（8）食糧費等として処理すべきものである。

「労務者」は、主として単純かつ機械的労務に服する者で、単にポスター貼り、看板の持ち運び等に従事する者をいう。

「事務員」は、選挙運動のために雇い入れられ、広く選挙運動に関する事務に従事する者をいう。

(2) 家 屋 費 ((ア)選挙事務所費、(イ)集合会場費等)

(ア) 選挙事務所費として、第一に借上料であって、この中には、事務所自体と机などの備品の借上料が考えられる。選挙事務所に電話を架設する費用も家屋費のなかに含まれるので注意を要する。

(イ) 集合会場費は、主として個人演説会の会場の借上料である。この中には机などの備品の借上料も含まれる。

(3) 通 信 費

電報、電話、葉書、切手、封書等に要する費用である。電報は文書にほかならないから、選挙運動のためには使用することはできないが、事務上の連絡のために使用することは差し支えない。電話架設費は、選挙事務所費の中に入るが、電話機の借上料と通話料は通信費に入る。

葉書、封書も電報の場合と同様に、事務連絡用のものに限り許されることから、電報の場合と同様である。また、選挙管理委員会等に対する届出等のために要した通信料も忘れず計上すべきものである。

(4) 交 通 費

候補者、運動員、事務員、労務者についての支出が考えられるが、候補者の分については、原則として選挙運動の費用とはみなされない（法197①）。運動員以下については実費弁償がある。

候補者と運動員がタクシーに同乗したような場合には、一般的には運動員は便乗と解されるので算入する必要はない。運動員が友人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は、時価で見積もり、寄附及び支出としてやはり費用のなかに計上する。

選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出（借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手の雇用料、超過勤務手当、宿泊代及び食事料等）は、選挙運動のための支出とみなされないことから、ここに記載する必要はない（法197②）。しかし、自動車に取り付ける文書図画に要する経費は、選挙運動費用に算入しなければならない。

(5) 印 刷 費

選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの印刷費が主なものである。なお、市条例の定めによる選挙運動用ポスター及びビラの作成費の公費負担分についても、印刷費に記載して報告しなければならない。

(6) 広 告 費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用である。

(7) 文 具 費

紙、筆記用具、その他選挙事務のために使用した消耗品代等である。

(8) 食 糧 費

選挙事務所で提供する湯茶やこれに伴って通常用いられる程度の菓子に

かかった費用のほか、法令で認められた運動員、事務員、車上等運動員（うぐいす嬢など）、手話通訳者、要約筆記者、労務者に対して支給する弁当料又は弁当の調製費用である。

(9) 休 泊 費

休憩費と宿泊費を含めた意味である。

(10) 雑 費

暖房用灯油代、ガス代、電気料、水道料等であるが、候補者によりこのほかいろいろ異なると思われる。例えば看板の作製について考えてみると、看板屋に請け負わせたものであれば広告費に入り、材料を購入して労務者を雇い作製したものであれば労務費は人件費の中に、材料代、木材トタン等は雑費の中に、墨やペンキ代は文具費というふうに分けられる。

選挙運動の費用は、ここに記載した例示だけのものではないが、およそ「選挙運動に関する」費用はすべて適宜この10項目のなかに当てはめ、月日順に明細を記載しなければならない。

4. 選挙運動員、労務者に対する実費弁償、報酬の支給

選挙運動員、事務員、車上等運動員（うぐいす嬢など）、手話通訳者、要約筆者、労務者に対する実費弁償、報酬の支給については、一定の制限が設けられている。この制限に違反すると多くの場合、買収の推定を受けることになるので、十分注意しなければならない。

ア 選挙運動員、労務者等に支給することができる報酬及び実費弁償一覧表

区 分		報 酬	実 費 弁 償			
			鉄道賃、船賃、 車賃	宿泊料	弁当料	茶菓料
選 挙 運 動 に 従 事 す る 者	選挙運動員	支給することができない。	ア 鉄道賃＝鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	一夜につき 23,000 円	1 食につき 1,500 円 1 日につき 4,500 円	1 日につき 1,000 円
	選挙運動のために使用する事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆者	事務員 1 人 1 日 15,000 円以内 車上等運動員（うぐいす嬢）、手話通訳者、要約筆者 1 人 1 日 20,000 円以内	イ 船賃＝水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ウ 航空賃＝航空旅行について、路程に応じた実績額 エ 車賃＝陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について路程に応じた実費額	（食事料 2 食分を含む。）	※弁当を提供した場合は、この弁当代から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額	
	ア 選挙ごとに人数が定められている。					
	イ あらかじめ氏名、住所等を選挙管理委員会に届け出なければならない。					
選挙運動のために使用する労務者		1 人 1 日につき 10,000 円以内 超過勤務手当 上の額の 5 割以内 ※弁当を提供した場合は、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する。	上に同じ	一夜につき 20,000 円 （食事料を除く。）	支給することができない	支給することができない ※通常用いられる程度の茶菓子は提供できる

(注) 1. 実費弁償は、実際に要した額を超えて支給してはならない。たとえば、食事をしないのに弁当料を支給したり、1,000 円の食事をしたのに対し、1,500 円を支給するようなことは許されない。

2. 労務者に対する茶菓料の実費弁償はできないが、通常用いる程度の茶菓は提供することができる。

イ 能美市公職選挙運動実施規程 ― 抜粋

(実費弁償及び報酬の額)

第 31 条 法第 197 条の 2 第 1 項の規定によって、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次に定めるところによる。

(1) 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

(ア) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(イ) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(ウ) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(エ) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

(オ) 宿泊料 （食事料 2 食分を含む。） 1 夜につき 23,000 円

(カ) 弁当料 1 食につき 1,500 円、1 日につき 4,500 円

(キ) 茶菓料 1 日につき 1,000 円

(2) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

(ア) 基本日額 10,000 円

(イ) 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内

(3) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

(ア) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃、第 1 号(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる額

(イ) 宿泊料（食事料を除く。） 1 夜につき 20,000 円

2 法第 197 条の 2 第 2 項の規定によって支給することができる報酬の最高額は、選挙運動のために使用する事務員にあつては 1 人 1 日につき 15,000 円とし、専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第 197 条の 2 第 2 項の要約筆記のために使用する者にあつては 1 人 1 日につき 20,000 円とする。

5. 選挙運動費用の制限

公職選挙法においては選挙運動費用の最高額を定めて、その範囲内でなければ費用を支出できないものとし、これを超えて支出をし、又はさせた場合には、出納責任者が処罰され原則的には連座制により、候補者の当選を無効とする等の制裁を科することとしている。

選挙運動費用の制限額（法 194、196、令 127）

選挙運動費用の法定制限額は、次の算式によって算出された額であり、選挙の期日の告示があったのち、市選管が直ちに告示することになっている。

$$\text{法定制限額} = \frac{\text{告示日における選挙人名簿登録者総数}}{\text{議員定数}} \times 501 \text{ 円} + 2,200,000 \text{ 円}$$

16

6. 収支報告書の提出（法 189）

ア 提出書類

- (1) 選挙運動費用収支報告書（則 23）（様式の 3）（P 54）
- (2) 領収書その他の支出を証すべき書面の写し
- (3) 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（様式の 4）（P 58）
（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときに提出する。）
- (4) 振込明細書に係る支出目的書（様式の 5）（P 58）

（振込明細書に支出の目的が記載されているときは、支出の目的を記載した書面は不要）

イ 収支報告書には、収入については寄附その他の収入の金額、年月日、寄附をした者の住所、氏名、職業等の記載を要し、支出については支出の金額、年月日及び支出の目的を記載し、かつ領収書その他の支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨及び支出の金額、年月日、目的を記載した書面、様式は P58 参照）の添付が必要である。

ウ 市選管は、報告書の内容について調査する必要があると認めるときは、いつでも候補者その他関係人に対して報告又は資料の提出を求めることができることになっている。

この報告書の提出を怠ったり、あるいはこれに虚偽の記入をした出納責任者は処罰されるから注意しなければならない。（法 193、246）

7 収支報告書の公表（法 192）

報告書が受理されたときは、市選管は報告書の要旨を公表する。この報告書は、受理された日から 3 年間保存され、この間は誰でも閲覧することができる。

8 帳簿、書類等の保存義務（法 191）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証する書面を収支報告書提出の日から 3 年間保存する義務がある。保存義務者は、収支報告書を提出したときの出納責任者である。

1 収 入 簿

(公職選挙法施行規則第 30 号様式)

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄 附及びその他 の収入の見積 の根拠	備 考
			住所又は主 たる事務所 の所在地	氏名又は団 体名	職 業		
	円						
合 計							

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支 出 簿

(公職選挙法施行規則第 30 号様式)

月 日	金額又は見積額				支出の 目 的	支出を受けた者			金銭以外 の支出の 見積の根 拠	支出を した者 の別	備考
	金 支	銭 出	金 以 の 支 出	銭 外 の 支 出		住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業			
		円		円							
合 計											

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(一) 立候補準備のために支出した費用 (二) 選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて (又は各々分冊して) 記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、(一) 人件費 (二) 家屋費 ((イ) 選挙事務所費 (ロ) 集会会場費等) (三) 通信費 (四) 交通費 (五) 印刷費 (六) 広告費 (七) 文具費 (八) 食糧費 (九) 休泊費 (十) 雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的 (謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出 (ビラ若しくはポスターの作成に係るもの) については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

選 挙 運 動 費 用 収 支 報 告 書

1. 令和7年10月19日執行 能美市議会議員選挙

2. 公職の候補者 住 所
氏 名

3. 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (第 回分)

4. 収 入 の 部 (公職選挙法施行規則第31号様式No1)

月 日	金額又は見積額	種 別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
	円						
計	寄附						
	その他の収入						
	計						
前回計	寄附						
	その他の収入						
	計						
総額	寄附						
	その他の収入						
	計						

参 考	
-----	--

5 支出の部

(公職選挙法施行規則第31号様式 No 2)

[illegible]

(公職選挙法施行規則第31号様式 No 3)

月 日		金額又は 見積額	区 分	支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	備考
					住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職 業		
計	立候補準備のための支出								
	選挙運動のための支出								
	計								
前回計	立候補準備のための支出								
	選挙運動のための支出								
	計								
総額	立候補準備のための支出								
	選挙運動のための支出								
	総計								
支出のうち 公費負担 相当額		項 目		単価(A)		枚数(B)		金額(A)×(B)=(C)	
		ビラの作成		円		枚		円	
		ポスターの作成		円		枚		円	
		計							

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住 所
氏 名

備 考

- 1 収入の部においては、一件 1 万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件 1 万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件 1 万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区分を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用ポスター若しくはビラの作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とも前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第 30 号様式収入簿の備考中 2 から 6 までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中 3 から 9 までの例によるものとする。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

(公職選挙法施行規則第31号様式の2)

支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
	円			

1 令和7年10月19日執行 能美市議会議員選挙

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備 考

1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記するものとする。

2 「支出の目的」の欄には、第30号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

(公職選挙法施行規則第31号様式の3)

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的

1 令和7年10月19日執行 能美市議会議員選挙

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備 考

1 「支出の費目」の欄は、第30号様式支出簿の備考中3の例により記載するものとする。

2 「支出の目的」の欄は、第30号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。

4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

主要選舉運動費用（參考）

項	目	事	項	例
収	入 (予想されるもの)	1 寄附金 (1) 運動員等のための自動車 無償借上 (2) 選挙事務所の無償借上 (3) 陣中見舞（飲食物は禁止される） (4) 労務の無償提供（寄附とし、支出にも計上する。） 2 その他の収入 (1) 自己資金 (2) 借入金		使用料を時価に見積もった額を寄附として計上し、同時に支出にも計上する。
支	出	1 人件費（実費弁償については、交通費・食糧費等として計上する。） (1) 労務者の報酬 (2) 選挙運動のために使用する事務員の報酬 (3) 選挙運動用自動車の上における選挙運動のために使用する者への報酬（うぐいす嬢） (4) 選挙運動のために専ら、手話通訳又は要約筆記に使用する者への報酬 ((2) ・ (3) ・ (4) の者に報酬を支給するには、あらかじめ届出が必要) 2 家屋費 ◎ 選挙事務所費 (1) 事務所借上料 (2) 備品等の借上料 (3) 電話架設費 ◎ 集合会場費 (1) 個人演説会場の借上料（公費負担分は記入しない） (2) 備品等の借上料	1 人 1 日 1 万円以内 (超過勤務手当は、1 日につき基本日額の 5 割以内) 1 人 1 日 1 万 5 千円以内 1 人 1 日 2 万円以内 1 人 1 日 2 万円以内	

支 出	3 通信費 (1) 事務用に要した葉書・電報・封書等に要した費用 (2) 電話の借上料及び電話料 4 交通費 (選挙運動用自動車を使用するために要した支出〔借上料・ガソリン代・運転手の雇料・オイル代・修繕料・タイヤ代等〕は、選挙運動のための支出とみなされない。) (1) 運動員等のための自動車借上料 (2) 運動員等のためのタクシー代 5 印刷費 (1) 運動用のポスター印刷費（公費負担分を含む。） (2) 運動用のビラ印刷費（公費負担分を含む。） (3) 運動用葉書印刷 6 広告費 (1) 立札・看板・提灯・たすき及び拡声機等の費用 (2) 新聞広告費 7 文具費 紙・筆記用具・その他消耗品等 8 食糧費 弁当・菓子の費用（菓子は湯茶に伴い通常用いられる程度のものであること。） 9 休泊費 休憩・宿泊に要した費用 10 雑費 灯油代・ガス代・電気代・水道代等
-----	---

記載例

様式の 3

選挙運動費用収支報告書

1 令和7年10月19日執行

能美市議会議員選挙

2 公職の候補者

住所 能美市〇〇町〇〇番地

氏名 能美 太郎

3 令和7年△月△日から

令和7年□月□日まで（第1回分）

日付は、収入及び支出を通じた、「月日」欄の最初の
日付の日及び最終の日付の日とすること

4 収入の部

月 日	金額又は 見 積 額	種別	寄附をした者			金額以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
△月△日	円 500,000	寄附金	〇市〇町△番地	〇〇党石川県本部			
△月〇日	500,000	寄附金	〇市〇町◎番地	〇山 ◎夫	農業		
〇月★日	50,000	寄附金	〇市〇町◎番地	●川 ◎子	医師		
〇月◎日	600,000	その他 の収入					借入金
〇月▼日	1,318,000	その他 の収入					自己資金
〇月△日	70,000	寄附金	〇市◎町▽番地	◇田 ◎彦	会社員	無償労務提供 7日分	
計	寄附	1,120,000					
	その他の 収入	1,918,000	★収入チェック上の注意 ・寄附は政治資金規正法に違反していないか。 個人からの寄附 最大150万円まで（個別制限） 企業、労働組合等からの寄附 一切禁止 政治団体からの寄附 制限なし ・寄附は公職選挙法に違反していないか。 能美市を含む区域を選挙区とする他の公職の候補者 等及びその後援団体からの寄附 →禁止 ・その他計数チェック				
	計	3,038,000					
前回計	寄附	0					
	その他の 収入	0					
	計	0					
総計	寄附	1,120,000					
	その他の 収入	1,918,000					
	計	3,038,000					

参 考	選挙運動用ビラ作成	公費負担分 30,000円
	選挙運動用ポスター作成	公費負担分 317,500円

5 支出の部

△月○日(当該選挙の告示日の前日)までの支出に係るもの→
「立候補準備」
○月△日(当該選挙の告示日)以降の支出に係るもの→「選挙運動」と整理すること

月 日	金額又は 見 積 額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金額以外の 支出の見積 の 根 拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
1 人件費	円							
○月△日	70,000	選挙運動	労務者報酬 7日分	○市○町▽番地	◇田○彦	会社員	無償労務 提供7日分	
△月■日	105,000	〃	事務員報酬 7日分	○市●町★番地	▽川▼義	無職		
△月☆日	140,000	〃	車上運動員 報酬7日分	○市●町☆番地	☆岡■美	農業		
計	315,000							
2 家屋費								
(1) 選挙事務所費								
△月◎日	120,000	立候補準備	電話架設料 4台分	○市■町◎番☆号	NTT○支店			
○月●日	200,000	選挙運動	選挙事務所 借上料	○市▼町★番#号	▽木△郎	建築業		
小 計	320,000							
(2) 集会会場費								
△月*日	25,000	選挙運動	個人演説 会 場 費	○市○町◆番◇号	△川★雄			
△月@日	50,000	〃	〃	○市★町◆番地	▼田■次			
小 計	75,000							
計	395,000							

月 日	金額又は 見 積 額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金額以外の 支出の見積 の 根 拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
3 通信費	円							
○月□日	150,000	選挙運動	通話料△/ ○～△/■	○市■町◎番☆号	NTT○○支店	選挙運動用通常葉書の運送経費は公費負担となるので、計上しないこと。 手持ちの私製・郵便葉書を使用する場合の葉書の購入代を計上しないこと。		
○月■日	84,000	〃	電話機 借上料	○市■町◎番☆号	NTT○○支店			
計	234,000							
4 交通費	←-----			選挙運動用自動車の使用に要する費用(自動車の借上料、運転手の賃金、燃料代)は選挙運動に関する経費とみなさないもので、計上しないこと。公費負担(市のみ)の対象となるか否かに関わらず計上の必要はない。(法197②)				
△月◎日	35,000	選挙運動	タクシー 借上料	○市◎町☆番◎号	＊＊交通 株式会社			
△月●日	20,000	〃	鉄道賃	○市☆町★番◎号	■中□之	会社員		
計	55,000							
5 印刷費								
○月★日	375,000	選挙運動	選挙運動用 ポスター 150枚	○市◇町□番●号	◇●印刷 株式会社		公費負担分 317,500	
○月□日	30,000	選挙運動	選挙運動用 ビラ 4,000枚	○市◇町□番●号	◇●印刷 株式会社		公費負担分 30,000	
○月◇日	300,000	〃	選挙運動用 通常葉書 2,000枚	○市◎町◇☆番地	◎プリント 株式会社	選挙運動用通常葉書の 印刷代については印刷 費に計上すること。		
△月＊日	105,000	立候補 準備	選挙公報 版 下	○市★町◎◎番地	(株)○○ 印刷			
計	810,000							
ポスター及びビラの印刷代の記載方法 ・公費負担分がある場合でも、これを含めて計上すること。(ただし、収入に計上する必要はない) ・契約金額が公費負担限度額を上回る場合(記載例)→「金額又は見積額」欄には公費負担分をも含めた契約額を記載し、「備考」欄にはそのうち公費負担分を記載する。「月日」欄には、契約金額と公費負担分との差額を業者に支払った日を記載する。 ・契約金額が公費負担限度額を超えない場合→「金額又は見積額」欄には、当該契約金額を記載し、「備考」欄にも当該金額を付記すること。 「月日」欄には、当該契約日を記載すること。 (差額の支払がないため)								

月 日	金額又は 見 積 額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金額以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
6 広告費	円							
△月□日	200,000	立候補 準 備	選挙事務所 用立札看板	○市*町◎番☆号	株式会社 ■ ■ 広告			
△月■日	150,000	〃	自動車取付 用立札看板	○市@町★番☆号	○岡★子	広告業		
△月●日	50,000	選挙 運動	拡声機 借上料	○市★町◎番☆号	(有)** 工芸			
△月◎日	200,000	〃	新聞広告 2 回分	○市◇町◇番☆号	(有)★★ 新聞社			
計	600,000							
7 文具費								
△月○日	30,000	立候補 準 備	文具・ 用紙代	○市△町▽番▼号	◎山■夫	文房具 販売業		
計	30,000							
8 食料費								
△月★日	35,000	選挙 運動	茶菓子代	○市&町▽番地	▼製菓 株式会社			
○月☆日	284,000	〃	弁当代 300食分	○市☆町★番◎号	■川◇守	飲食業		
計	319,000							
9 宿泊代								
○月◎日	55,000	選挙 運動	宿泊代 5 人分	○市○町○番地	☆崎○一	旅館業		
計	55,000							
10 雑費								
△月*日	5,000	選挙 運動	選挙公報 用写真代	○市★町○●番地	(株)*● カメラ			

月 日	金額又は 見 積 額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金額以外の 支出の見積 の 根 拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
△月◆日	40,000	選挙 運動	プロパン ガス代	○市◎町▽番地	(有)□□ 商 会			
○月●日	110,000	〃	電気代	○市●町★番地	＊＊電力 株式会社			
○月◇日	70,000	〃	水道代	○市●町☆番地	○ 市			
計	220,000							
計	立候補準備のための支出	605,000						
	選挙運動のための支出	2,433,000						
	計	3,038,000						
前回計	立候補準備のための支出	0						
	選挙運動のための支出	0						
	計	0						
総計	立候補準備のための支出	605,000						
	選挙運動のための支出	2,433,000						
	計	3,038,000						
支出のうち 公費負担相 当額	項 目		単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)			
	ビラの作成		7.5円	4,000枚	30,000円			
	ポスターの作成		2,500円	127枚	317,500円			
	計				347,500円			

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年□月□日

出納責任者 住所 石川県能美市★町◎番地
氏名 選挙 花子

★支出チェック上の注意

- ・上記記載例中で特記したもののほか、すべて記載されているか。
- ・支出総額が、支出制限額を超えていないか。
- ・「1 人件費」関係

報酬を支給する選挙運動員（事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者。労務者を除く。）の届出があった者の範囲内で、かつ基準額の範囲内で支給しているか。

労務者報酬の単価は適正か（基本日額1万円以内）。なお、選挙運動用自動車の運転手は労務者と整理されるが、当該報酬を計上する必要はない。

- ・「2 家屋費」関係

自宅を選挙事務所として利用した場合を除き、計上されているか。無償で借用した場合でも収入（寄附）及び支出に計上する必要がある。

選挙事務所の電話架設料が計上されているか。

候補者負担となる個人演説会経費が計上されているか。

- ・「3 通信費」関係

選挙事務所の電話代が計上されているか。

- ・「4 交通費」関係

候補者に係るもの、選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用が計上されていないか。

- ・「5 印刷費」関係

選挙運動用ビラ及びポスターの印刷費が計上されているか。公費負担がある場合契約届出書の契約金額と支出金額が一致するか。

- ・「6 広告費」関係

選挙事務所の立札看板、選挙運動用自動車取付用立札看板等の作成経費、新聞広告経費（有料）が計上されているか。

- ・「8 食糧費」関係

法定の弁当代（（1日45食×1,500円×選挙運動期間日数）の範囲内で支給したもの）及び湯茶・茶菓子代のみか。

- ・「9 休泊費」関係

実費弁償の基準（選挙運動に従事する者は1人2食1夜23,000円、労務者は1夜20,000円（食事料除く。））以内で支給しているか。

- ・「10 雑費」関係

選挙事務所の光水熱費（電気代、ガス代、水道代）等が記載されているか。

- ・その他

領収書等と各件ごとに突き合わせて、記載内容が一致しているか。突き合わせができないものは、次の「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に記載されているか。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
令和7年△月■日	円 70,000	選挙運動	労務者報酬	金額の支払いによらないため（無償提供）
以下余白				

- 令和7年10月19日執行 能美市議会議員選挙
- 公職の候補者 住所 石川県能美市〇〇町〇〇番地
氏名 能美 太郎
- 出納責任者 住所 石川県能美市★町◎番地
氏名 選挙 花子

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
家屋費（集会会場費）	演説会場借上料
以下余白	

- 令和7年10月19日執行 能美市議会議員選挙
- 公職の候補者 住所 石川県能美市〇〇町〇〇番地
氏名 能美 太郎
- 出納責任者 住所 石川県能美市★町◎番地
氏名 選挙 花子